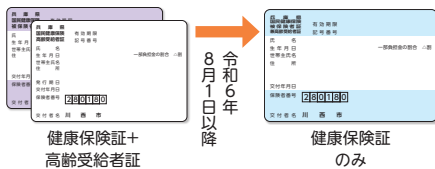


# 保険証と高齢受給者証の 一体化について

令和6年8月1日から高齢受給者証は保険証に一体化されます。



※有効期限について  
有効期限は令和7年7月31日です。ただし、同じ世帯に新たに70歳になる人や75歳になるために後期高齢者医療制度に加入する人がいる場合は、有効期限が異なる場合があります。

# 国民健康保険の申請・届出について

国民健康保険の申請や届出は、世帯主の義務です(※)。ただし、世帯主が手続きができない場合は世帯主以外の人でも手続きができます。同一世帯の人からの申請や届出の場合は委任状は省略できますが、別世帯の親族からの場合は、申請や届出に必要なものと併せて、委任状と本人確認書類が必要です。

※葬祭費支給申請および、人間ドック費用の助成申請については例外で、葬祭費の場合は喪主、人間ドックの場合は受診者が申請者です。詳しくはP14、P28参照。

# 国民健康保険の申請・届出に マイナンバーが必要です

平成28年1月からのマイナンバー(個人番号)の利用開始に伴い、国民健康保険の手続きの際、届出書や申請書にマイナンバーの記入と本人確認が必要になりました。窓口での手続きでマイナンバーを記入していただく際は、他人のなりすましなどを防ぐため、マイナンバーの確認と本人の確認をさせていただきます。

なお、マイナンバー制度による情報連携の開始に伴い、健康保険資格喪失証明書、雇用保険受給資格者証等の写しの添付を平成29年から原則不要としています。しかし、情報が連携されるまでに一定の期間を要するなど、手続きが円滑に行われない可能性があることから、当面の間は、写しの添付にご理解ご協力のほど、よろしくお願います。

## 世帯主または同一世帯の世帯員が申請や届出をする場合

下記の1と2で必要なものを1点ずつ持参してください。マイナンバーカードがあれば1点でかまいません。また、世帯主が同一世帯員についての手続きをする際は、同一世帯員のマイナンバーが必要です。

- 1 マイナンバー確認書類  
マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票・住民票記載事項証明書のうちいずれか1点
- 2 本人確認書類  
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等、官公署が発行した写真つきの証明書のうちいずれか1点

## 代理人が申請や届出をする場合

下記の1、2及び3で必要なものを1点ずつ持参してください。

- 1 代理権の確認書類  
法定代理人(※)の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人(法定代理人以外の代理人)の場合には委任状
  - 2 代理人の本人確認書類  
代理人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等、官公署が発行した写真つきの証明書のうちいずれか1点
  - 3 世帯主のマイナンバー確認書類  
世帯主のマイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票・住民票記載事項証明書のうちいずれか1点
- ※親権者(本人が未成年の場合)、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人など

## マイナンバーがわからないとき

手続きをする市民のみなさまの負担軽減を図る観点から、国民健康保険課の職員が確認しますので、マイナンバーに関する書類が無くても申請や届出をしていただけます。

# マイナンバーカードの健康保険証利用

## マイナンバーカードの保険証利用登録をしてください

マイナンバーカードの保険証利用登録をすると、マイナンバーカードによるオンライン資格確認により医療機関(薬局)にかかることができます。

医療機関(薬局)でマイナンバーカードを使用すると、資格確認以外にも患者本人の同意に基づき、過去の診療・薬の情報を医療関係者に共有することができたり、窓口での限度額以上の医療費の一時負担が不要となります。



## 紙の保険証の発行終了について

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行するため、紙の健康保険証の新規発行は終了します。

川西市では令和6年8月1日に保険証の一斉更新を行うため、この更新証(もしくは令和6年8月1日～令和6年11月29日発行の保険証)に記載の期限(最大で令和7年7月31日)までは使用可能です(社会保険へ加入、転出、世帯変更、保険証の紛失などがあった場合はこの限りではありません)。

保険証の廃止後は、マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでない全ての方には、「資格確認書」が発行・送付されますので、これを医療機関や薬局で使用することができます。

